

令和6年6月
警察庁

「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和6年5月17日から令和6年6月15日までの間、「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、15件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第61号）
- (2) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第9号）

2 命令等の案を公示した日
令和6年5月17日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 15件

（内訳）

パブリックコメント意見提出フォーム	14件
電子メール	1件
郵送	0件

「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」
等に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令案」及
び「警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等
の一部を改正する規則案」関係

書面掲示に係る規定の改正については、

- インターネットの利用に加え、都道府県公安委員会の掲示板への掲示を行
うように規定すべきではないか。

といった御意見がありました。

本改正は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6
月3日デジタル臨時行政調査会決定）において、書面掲示について「インターネ
ットの利用による公開・縦覧等を可とする」こととされていることを踏まえ、都
道府県公安委員会の掲示板への掲示により行うこととされている公示について、
インターネットの利用により行うことも可能とするものであり、原案のとおり定
めることとしたものです。

2 その他

本内閣府令案等に対する直接の御意見ではありませんが、交通安全対策等に関
する御意見がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

なお、意見公募手続を実施した案に、所要の形式的修正を行っております。